

## 「特殊法人等会計処理基準」及び「特殊法人等に係る 行政コスト計算書作成指針」の改訂について

### I 見直しの背景

会社法の施行により貸借対照表の表示が、「資本の部」が「純資産の部」に改正が行われた。このため、特殊法人等会計処理基準及び特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針に関連する項目を検討するとともに、関係規定の整備について検討する。

### II 会社法の施行等に伴う主な検討項目

1. 貸借対照表の表示の変更（「資本の部」⇒「純資産の部」）
2. 債券発行差金の廃止
3. 適用のない規定（道路資産の減価償却等）の削除